

○違反者講習実施要領の制定について

(平成10年10月 1 日 甲通達運教第43号)

道路交通法の一部を改正する法律（平成 9 年法律第41号）が、平成 9 年 5 月 1 日公布され、同法第108条の 2 第 1 項第13号の規定により違反者講習制度が定められた。

これに基づく違反者講習の実施に関する規程（平成10年県公委規程第 5 号）が制定されたことから、違反者講習実施要領を下記のとおり定めたので通達する。

記

第 1 趣旨

この要領は、違反者講習の実施に関する規程（平成10年県公委規程第 5 号。以下「規程」という。）第15条の規定に基づき、違反者講習（以下「講習」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 講習指導員の承認手続

1 申請書の提出

講習受託機関が、講習指導員承認申請書（規程様式第 1 号）又は社会参加活動に係る講習指導員承認申請書（規程様式第 2 号）を公安委員会に提出するときは、県本部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）を経由して行うものとする。

2 承認書の交付

公安委員会の発行する講習指導員承認書（規程様式第 3 号）及び社会参加活動に係る講習指導員承認書（規程様式第 4 号）は、講習受託機関を通じて交付するものとする。

第 3 講習科目等に関する基準

違反者講習の講習科目及び時間割りに関する基準は、別表のとおりとする。

第 4 講習用の器材及び教本

1 器材

講習用器材は、原則として次に掲げるものを使用するものとする。

- (1) プロジェクタ等の投影器材又はテレビ、DVDプレーヤー等の視聴覚器材
- (2) 運転シミュレーター（四輪車用、自動二輪車用及び一般原動機付自転車用）
- (3) 運転適性検査器（検査を受ける者が自動車等の運転姿勢を保った状態で、視覚刺激表示装置の画面上に表示された視覚刺激に対し、手足によりハンドル、ペダル等を動かす動作を行うことにより、当該刺激に対する反応時間及び正確性を検査し、これらのデータを記録するほか、検査を受ける者の精神緊張の状態、注意配分能力、集中能力等に関する分析を行うものをいう。）又は高齢者講習用運転操作検査器、動体視力計及び夜間視力計（以下「運転適性検査器材」という。）
- (4) 受講者が保有する免許の種類に対応する自動車等

2 教本

- (1) 講習用教本は、統一テキストを使用するものとし、これを開講時に受講者に配布するものとする。
- (2) 講習において使用する教本は、別紙「講習で使用する教本の内容」について正確にまとめられたものとする。

第5 講習計画及び教案の報告

講習受託機関は、講習計画及び教案を作成し、又は変更したときは、運転免許課長を経由して公安委員会に報告するものとする。

第6 講習の指定

講習の実施区分による講習日時、場所等の指定は、違反者講習通知書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）別記様式第22の11の2）により、沼津安全運転講習所、静岡安全運転講習所及び浜松安全運転講習所の中から、受講者の住所地又は勤務地に対応した講習場所を指定して行うものとする。

第7 講習申出書の提出

講習受託機関は、社会参加活動コース又は実車指導コースにおける受付時において、受講者に講習申出書（静岡県道路交通法施行細則（昭和35年県公委規則第7号）別記様式第7）を提出させるものとする。この場合において、当該講習申出書に講習手数料及び通知手数料に係る領収証書等を貼り付けさせるものとする。

第8 講習申出書の送付

講習受託機関は、受講者から提出された講習申出書を運転免許課長を経由して公安委員会に送付するものとする。

第9 社会参加活動コースの実施要領

1 筆記による検査に基づく指導

筆記による検査は、「科警研編運転適性検査82－3」又はこれと同等以上のものを使用し、受講者全員について実施して診断票により検査の結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。

2 運転適性検査器材を用いた検査に基づく指導

運転適性検査器材を用いた検査は、必要と認められる者について実施し、診断票により検査の結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。

3 社会参加活動の内容

社会参加活動とは、講習において、当該講習の受講者が、交通の安全に関する活動を体験することによって、運転者としての資質の向上に資する活動全般をいう。

なお、一般的な活動内容は、次のとおりとするが、これ以外にも地域の実情に応じた活動を実施するものとする。

- (1) 交差点、横断歩道等において、高齢者、児童等が道路を横断する際の通行の

補助誘導

- (2) 交差点等監視広報活動
- (3) 交通安全に関するグッズ、チラシ、ポスター等の作成
- (4) 交通安全の呼び掛け、交通安全チラシを配る等の広報啓発
- (5) 幼稚園、小学校、老人クラブ等における交通安全教室の補助
- (6) カーブミラー、交通標識及び道路の清掃等交通の安全を確保する活動
- (7) 放置自転車及び放置駐車に対する警告書の貼付け、撤去等の補助

4 保険契約の締結

講習受託機関は、受講者の社会参加活動中における各種事故の発生に備えて、社会参加活動について保険契約を締結しておくものとする。

5 社会参加活動の実施手続

(1) 社会参加活動の実施

受講者は、指定された日時及び場所で社会参加活動を実施するものとする。

(2) 活動時間

活動時間は、3時間とする。ただし、社会参加活動に事前の指示及び説明、活動場所への移動時間等を含めるものとする。

(3) 活動現場における指導

ア 講習指導員は、運転免許証又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードにより受講者であることを確認すること。

イ 講習指導員は、活動内容についてあらかじめ実施要領を説明し、活動中においても適宜指導すること。

ウ 講習指導員は、社会参加活動を実施するに当たって当該地域の交通実態、雨天時などにおける対応及び受講者の安全に配慮するとともに適宜、必要な指導をすること。

第10 実車指導コースの実施要領

1 筆記による検査に基づく指導等

筆記による検査に基づく指導及び運転適性検査器材を用いた検査に基づく指導を前記第9の1及び2の規定により実施する。

2 実車による指導及び運転シミュレーター操作による指導

(1) 実車による指導場所等の設定

実車による指導は、道路若しくは場内コース又はその併用により行うものとする。この場合において、実車指導の内容については、取消処分者講習実施要領の制定について（平成2年甲通達運免第55号。以下「取消講習実施要領」という。）第6の7(1)に規定する基準に準じて設定するものとする。

なお、道路において指導するに当たっては、講習用車両に「講習中」である

旨を表示する標識を見やすい位置に掲示するものとする。

(2) 使用車両

ア 受講者が保有する免許の種類に対応する自動車又は一般原動機付自転車を
使用すること。ただし、対応する自動車がない場合は、次の措置を講ずること
ができる。

(ア) 大型免許を保有する者が、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を
使用すること。

(イ) 中型免許を保有する者が、準中型自動車又は普通自動車をすること。

(ロ) 準中型免許を保有する者が、普通自動車をすること。

(ハ) 大型自動二輪車を保有する者が、普通自動二輪車をすること。

イ 身体の不自由な受講者が、自己保有の改造車両の持込みを希望した場合
は、これを認めることとするが、手数料上の特例は設けられていないこと
をあらかじめ了知しておくこと。

(3) 運転行動の診断と指導

実車による指導においては、検査結果に基づき運転行動診断票を作成して行
うものとする。この場合において、運転行動診断票は、取消講習実施要領第6
の7(5)に規定する運転技能診断票を準用するものとする。

(4) 運転シミュレーターの操作による指導

ア 実車により行う指導に加えて、実車による指導では指導が困難な交通事故
その他の危険な場面等について疑似体験させて、運転の危険性を調査して適
性診断するため、必要と認める者に運転シミュレーター操作による指導を行
うものとする。

イ 使用する運転シミュレーターは、保有する免許に応じ、四輪車用、自動二
輪車用又は一般原動機付自転車用とする。ただし、一般原動機付自転車用が
整備されていない安全運転講習所において原付免許保有者に対する指導を行
うときは、自動二輪車用を使用するものとする。

第11 座学の実施

- 1 社会参加活動コース及び実車指導コースにおける座学は、合同で実施すること
ができるものとする。
- 2 座学は、受講者全員に対し、講習用教本及びその他の講習に必要な資料を配布
して行うものとする。

第12 考查の実施

考查は、講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構え等を課題として
与え、筆記方式（感想文）により20分で提出させる方法で行うこと。

なお、終了後は、結果に基づいて講評して、今後の安全運転の動機付けをするも
のとする。

第13 講習終了証の交付

講習受託機関は、講習を終了した受講者に対し、違反者講習終了証（様式第1号）を交付するものとする。

第14 講習実施上の留意事項

- 1 講習の教材は、交通実態に即した具体的なものを選定し、受講者が、安全運転に必要な心構え、運転技能、法令知識、構造取扱い等について明確に理解し、かつ、実践的にこれを体得することができるように努めなければならない。
- 2 社会参加活動については、運転者としての資質の向上に資する活動とし、受講者が、活動に参加することによって、道路交通の場を見直すことにより、これまでの自らの運転行動の改善を促すような内容の活動としなければならない。

第15 講習指導員の心構え

講習に従事する職員及び講習指導員は、次に掲げる事項に留意し、講習を効果的に行うように努めなければならない。

- 1 受講者を違反者扱いしたり、又は威圧的な態度で処遇しないこと。
- 2 受講者を啓発し、教育することを信条とし、熱意をもって講習に従事すること。
- 3 常に講習内容、講習方法等について研究を行い、講習の充実に努めること。

第16 講習指導員の研修

講習受託機関は、講習指導員に対し、講習の内容に関する知識及び講習の技術について随時必要な研修を実施し、講習の効果を高めるように努めなければならない。

第17 講習実施状況の報告

省略